

# 長野市空家等対策計画の見直しについて

## 長野市 建設部 建築指導課 空き家対策室

令和3年5月27日

### ■ 長野市空家等対策計画の見直し

R3.5.27 第7回協議会資料 1

#### 長野市空家等対策計画と計画の見直し

- この計画は、空家等対策を総合的かつ計画的に推進するために定めるもので、保安面や環境面で周辺住民への影響が大きい空家等の対策により、安全で安心して暮らせる生活環境の保全を図るとともに、適正管理や利活用を促進することで、移住・定住の促進やまちづくり活動の活性化を図ることを目的とし、平成30年1月に策定しました。
- 「長野市空家等対策計画 第五 空家等対策の推進体制 5-2計画の検証と見直し」で、平成30年の住宅・土地統計調査などの統計調査結果や、取り組み状況、実績などから検証・評価を実施し、今年度（2021年度）、計画の見直しを行うこととしています。

|                | 2017<br>年度 | 2018<br>年度         | 2019<br>年度 | 2020<br>年度 | 2021<br>年度 | 2022<br>年度 | 2023<br>年度 | 2024<br>年度 | 2025<br>年度 | 2026<br>年度 |
|----------------|------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 第五次<br>長野市総合計画 | 基本構想       |                    |            |            |            | 基本構想       |            |            |            |            |
|                | 前期 基本計画    |                    |            |            |            | 後期 基本計画    |            |            |            |            |
| 長野市<br>空家等対策計画 | 整合         | 計画期間 2018年度～2026年度 |            |            |            |            |            |            |            |            |
|                |            |                    |            |            | ▲見直し       |            |            |            |            |            |

# 国の動向について

## 1 空き家対策に関する国の指針の見直し

時事通信社 iJAMP  
iJAMP記事

### ◎ 将来の危険性も勘案 = 「特定空き家」対象広く - 国交省

21/04/28 07:30 KP001

国土交通省は、空き家対策推進特別措置法に基づく「特定空き家」について、危険性の判断基準や対策推進に関する指針を6月をめどに改正する。市町村からの要望を踏まえ、将来的な倒壊の恐れを予測できる場合も幅広く特定空き家の対象になるとの考え方を明確化。所有者の特定に向けた調査手順も整理して示す。

特措法は、周辺に悪影響を及ぼす特に危険な空き家を「特定空き家」と定義。市町村が所有者に対して撤去などを勧告、命令したり、最終的に行政代執行を行ったりできる。

現行指針は具体的な特定空き家の判断基準として、①そのまま放置すれば倒壊を招くなど保安上著しく危険②衛生上著しく有害③適切な管理が行われておらず景観を著しく損なっている状態—などを示している。しかし、直ちに危険性があるとまで言えない状態の場合、慎重に解釈する市町村もあったという。早期に対策に着手する観点から、考え方を明確にするよう市町村側が求めている。

新たな指針では、現在だけでなく将来的な危険性も考慮して幅広く対象にできることを明示。①建築物に傾きが認められる②外壁に直ちに脱落の恐れはないが、複数の亀裂がある③排水管の破損による悪臭の恐れがある④ごみの放置や不法投棄で害虫発生への恐れがある—といった具体的な判断基準も示す。

指針ではこの他、不動産登記情報や戸籍、固定資産課税台帳の確認といった空き家の所有者特定に向けた調査方法をフローチャートの形で整理。所有者が国外に住んでいる場合は外務省による調査を活用できることを示す。外見上一つの建物のように見える長屋でも、そのうち一部の部屋が空き家状態になっている場合は特措法を適用できるとの解釈も明らかにする。(了)

(2021年4月28日/官庁速報)

※本印刷物は時事通信社 iJAMPサービスから印刷されました。

Copyright JIJI PRESS Ltd. All Rights Reserved.

## 2 民法・不動産登記法の改正

(新法)相続土地国庫帰属法の制定について (R3. 4. 28公布)

◎相続登記義務化、改正法成立＝所有者不明土地の解消で (iJump 記事)

21/04/21 15:02 NG082

現在の所有者が分からない「所有者不明土地」の解消を目指す改正不動産登記法と改正民法、新法の相続土地国庫帰属法が、21日の参院本会議で全会一致により可決、成立した。相続登記を義務化し、正当な理由なく怠れば行政罰の過料を科すことが柱。

所有者不明土地は、相続時に登記が変更されないなどの理由で生じ、国の調査によると国土の約2割に上る。所有者と連絡が取れないため、公共事業や民間取引の障害となっている。

改正不動産登記法は、相続人に土地の取得を知った日から3年以内の登記申請を義務付け、違反には10万円以下の過料を科す。また、全ての土地所有者に対し、住所変更などがあれば2年以内の変更登記申請を求め、怠れば5万円以下の過料となる。

一方、申請書類を簡略化するなど、相続人の負担軽減も図る。

改正民法は、裁判所が管理人を選定し、所有者不明土地を売却できる仕組みを新設。遺産分割が行われず複数人で共有する土地は、裁判所の決定があれば、一部の所有者が不明でも処分が可能となる。

国庫帰属法は、建物が存在しないなどの条件を満たし、10年分の管理費相当額を納めれば、相続で得た土地の国有化を認める。(了)

### 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し

1. 所有者不明土地 (※) が全国に多数存在し、公共事業の実施や民間取引を妨げるなど、多くの問題を引き起こしている。法務省では、高齢化社会の進展等で、今後も所有者不明土地が増加するおそれがある状況に鑑み、①所有者不明土地の発生予防と、②既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制の見直しを行い、二つの法案を提出している。

(※) 不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず又は判明しても連絡がつかない土地をいう。

【参考】所有者不明土地の割合  
地籍調査における土地所有者等に関する調査  
(H29年度 国土交通省調査)  
⇒ 約22.2%

2. 所有者不明土地の発生を予防する方策

○「民法等の一部を改正する法律案」(不動産登記法の一部改正)

所有者不明土地の主な発生原因は、相続登記や住所変更登記の申請が義務ではないことにある。

⇒ 不動産について相続登記や住所変更登記の申請を法律上義務付けるとともに、登記手続の簡素化や登記官による職権的な住所情報等の更新など国民の負担軽減策をパッケージで導入する。

○「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」(新法)

土地の利用ニーズの低下等により、土地を手放したい者が増加。相続により土地を取得した者の負担感が大きく、管理不全化を招いている。

⇒ 相続により土地を取得した者が、一定の要件の下で法務大臣の承認を受けてその土地を国庫に帰属させる制度を創設する。

3. 所有者不明土地の利用の円滑化を図る方策

○「民法等の一部を改正する法律案」(民法の一部改正)

現行の不在者財産管理制度等は、人単位で財産全般を管理する必要があるため、所有者不明土地の管理の観点からは非効率になりがち。また、土地の共有者の一部が不明であるケースでは、意思決定ができず、土地の造成や売却・賃貸が困難になるなどの問題が発生する。

⇒ 個々の土地・建物の管理に特化した所有者不明土地・建物管理制度や、共有者の一部が不明である場合でも、土地の利用・処分を可能とする制度等を創設する。

# 所有者不明土地の発生を予防する方策

不動産登記法の改正案

## 相続に関する不動産登記情報の更新を図る方策

【背景】登記名義人と実際の所有者とが異なることがあるが、そうすると、

- ① 登記名義人の相続人が分からないため、所有者の探索に時間と費用が掛かり用地買収等が妨げられる。
- ② 登記名義人が死亡しているかどうかだけでも分かれば、事業用地を円滑に選定することができるとの指摘がある。

### ①相続登記の申請を義務化

- 不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付ける（過料の罰則）。
- 相続登記の申請義務の実効性を確保するよう、以下のような環境整備策をパッケージで導入する。

### ②登記名義人の死亡等の事実の公示

- 登記官が他の公的機関（住基ネットなど）から死亡等の情報を取得し、職権でその旨を登記に表示する（符号で表示）。
- ⇒ 登記で死亡の有無の確認が可能になる。

## 登記の手続的な負担（資料収集等）を軽減

### 相続人申告登記の新設

- ・ 相続人が、登記名義人の法定相続人である旨を登記所に申し出る。（単独で申告可・添付書面も簡略化）
- ⇒ 相続登記の申請義務を簡易に履行することが可能になる。

※ 登記官がその者の氏名及び住所等を職権で登記する（持分は登記されない報告的な登記）

(イメージ)

| 権利部 (甲区) | 登記の目的 | 事項  |
|----------|-------|---|
| 2        | 所有権移転 | 権利者その他の事項   |
| 付記1号     | 相続人申告 | 原因 平成何年何月何日売買<br>所有者 何市何町何番地<br>甲 某   |
| 付記2号     | 相続人申告 | 原因 令和5年7月7日相続開始<br>甲某の申告相続人<br>何市何町何番地<br>乙 某<br>何市何町何番地<br>丙 某<br>令和5年8月15日付記<br>原因 令和5年7月7日相続開始<br>甲某の申告相続人<br>何市何町何番地<br>丁 某<br>令和7年10月10日付記 |

①乙と丙が申告人  
②丁が申告人

### 登記手続の費用負担を軽減

登録免許税の負担軽減策(\*)の導入などを要望予定

※ 住所変更や死亡の符号の付記等の登記官が職権的に行う登記等の免税を含む。

(参考)  
R3年度与党税制改正大綱「不動産登記法の見直し」…の成案を踏まえ、令和4年度税制改正において必要な措置を検討する。」

### 登記漏れの防止

#### 所有不動産記録証明制度の新設

・ 特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として発行

⇒ 相続登記が必要な不動産の把握が容易になる。

※ 自己所有不動産の一般的確認方法としても利用可能

### 地方公共団体との連携

死亡届の提出者に対する相続登記の必要性に関する周知・啓発を要請

※ 相続発生時に必要な手続のチェックリストに相続登記の申請を追加するなど

# 所有者不明土地の発生を予防する方策

不動産登記法の改正案

## 住所変更未登記への対応

### 【現状】

- ▶ 現在は、住所変更登記は義務ではない。
  - ▶ 自然人・法人を問わず、転居・本店移転等のたびに登記するには負担を感じ、放置されがちである。
- ※ 都市部では所有者不明土地の主な原因との調査結果もある。

- 住所等の変更登記の申請を義務付ける（2年以内・過料の罰則を伴う。）
  - 他の公的機関から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする新たな方策も導入する。
- ⇒ 転居等に伴う住所等の変更が簡便な手続で登記に反映される。

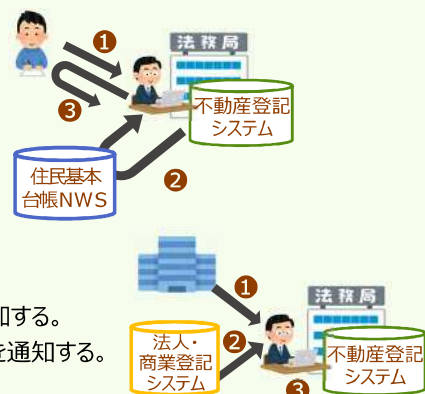
## 新たな方策の仕組み

### 自然人の場合

- 1 登記申請の際には、氏名・住所のほか、生年月日等の「検索用情報」の申出を行う。
- 2 登記官が、検索用情報等を用いて住民基本台帳ネットワークシステムに対して照会し、所有権の登記名義人の氏名・住所等の異動情報を取得する。
- 3 登記官が、取得した情報に基づき、登記名義人に住所等の変更の登記をすることについて確認をとった上で、変更の登記をする。

### 法人の場合

- 1 法人が所有権の登記名義人となっている不動産について、会社法人等番号を登記事項に追加する。
- 2 法人・商業登記システムから不動産登記システムに対し、名称や住所を変更した法人の情報を通知する。
- 3 取得した情報に基づき、登記官が変更の登記をする。



## 外国に居住する者への対応

### 【現状】

- ▶ 外国居住者については、個人の特定が困難になるケースや連絡をとることが困難になるケースが少なくない。
- ▶ 外国に居住する外国人については、その本人確認書類としてどのような書面が必要であるか、その正確性がどの程度のものであるかが、必ずしも明確ではないとの指摘がある。

- 所有権の登記名義人となっている外国居住者につき、国内の連絡先を登記に記載 ⇒ 連絡先把握が容易になる。
- 添付書類として、少なくとも、外国政府等が発行した身分証明書が添付された公証人等作成の宣誓供述書の提出を求める（この点は実務運用で対応） ⇒ 実在確認が容易になる。



# 所有者不明土地の発生を予防する方策

相続土地国庫帰属法案

## 土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設

### 背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している。
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

- 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設する。
- ただし、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードのおそれを考慮して、一定の要件を設定し、法務大臣が要件を審査する。  
⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。

### 要件

通常管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する以下のような土地に該当しないこと

- ア 建物や通常管理又は処分を阻害する工作物等がある土地、イ 土壌汚染や埋設物がある土地、ウ 崖がある土地
- エ 権利関係に争いがある土地、オ 担保権等が設定されている土地、カ 通路など他人によって使用される土地

- ※ 危険な崖地については、国庫帰属させるのではなく、引き続き、国土管理の観点から行政的な措置をとるなどして対応
- ※ 運用において、地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保する

- 審査手数料のほか、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額（詳細は政令で規定）の負担金を徴収する。（参考）200㎡の国有地（宅地）の管理費用（10年分）は約80万円程度（柵・看板設置費用、草刈・巡回費用）

### 手続イメージ

#### ① 承認申請

【申請権者】  
相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者

#### ② 法務大臣（法務局）による要件審査・承認

- ・ 実地調査権限あり
- ・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる

#### ③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

#### ④ 国庫帰属

# 所有者不明土地の利用の円滑化を図る方策

民法の改正案

## 所有者不明土地等管理制度

- ▶ 現行の不在者財産管理人・相続財産管理人は、人単位で財産全般を管理する必要があり、非効率になりがち

### ○ 所有者不明土地・建物の管理制度の創設

財産管理制度の見直し

個々の土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度を創設する。

- ※ 裁判所が管理命令を発令し、管理人を選任（裁判所の許可があれば売却も可）

⇒ 所有者不明土地・建物の管理を効率化・合理化する。

## 不明共有者がいる場合への対応

- ▶ 不明共有者がいる場合には、利用に関する共有者間の意思決定や持分の集約が困難

### ○ 共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備

共有制度の見直し

- ・ 裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度を創設する。
- ・ 裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みを創設する。

⇒ 不明共有者がいても、共有物の利用・処分を円滑に進めることが可能になる。

## 遺産分割長期未了状態への対応

- ▶ 長期間放置された後の遺産分割では、具体的相続分に関する証拠等が散逸し、共有状態の解消が困難

### ○ 長期間経過後の遺産分割の見直し

相続制度の見直し

相続開始から10年を経過したときは、個別案件ごとに異なる具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みを創設する。

⇒ 遺産分割長期未了状態の解消を促進する。

## 隣地等の利用・管理の円滑化

- ▶ ライフラインの導管等を隣地等に設置することについての根拠規定がなく、土地の利用を阻害
- ▶ 所有者が判明していても、土地や建物が管理されないことによって荒廃し、危険な状態になることもある

### ○ ライフラインの設備設置権等の規律の整備

相隣関係規定等の見直し

ライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の設備を他人の土地に設置する権利を明確化し、隣地所有者不明状態にも対応できる仕組みも整備する。

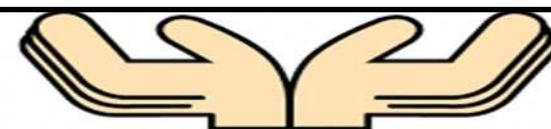
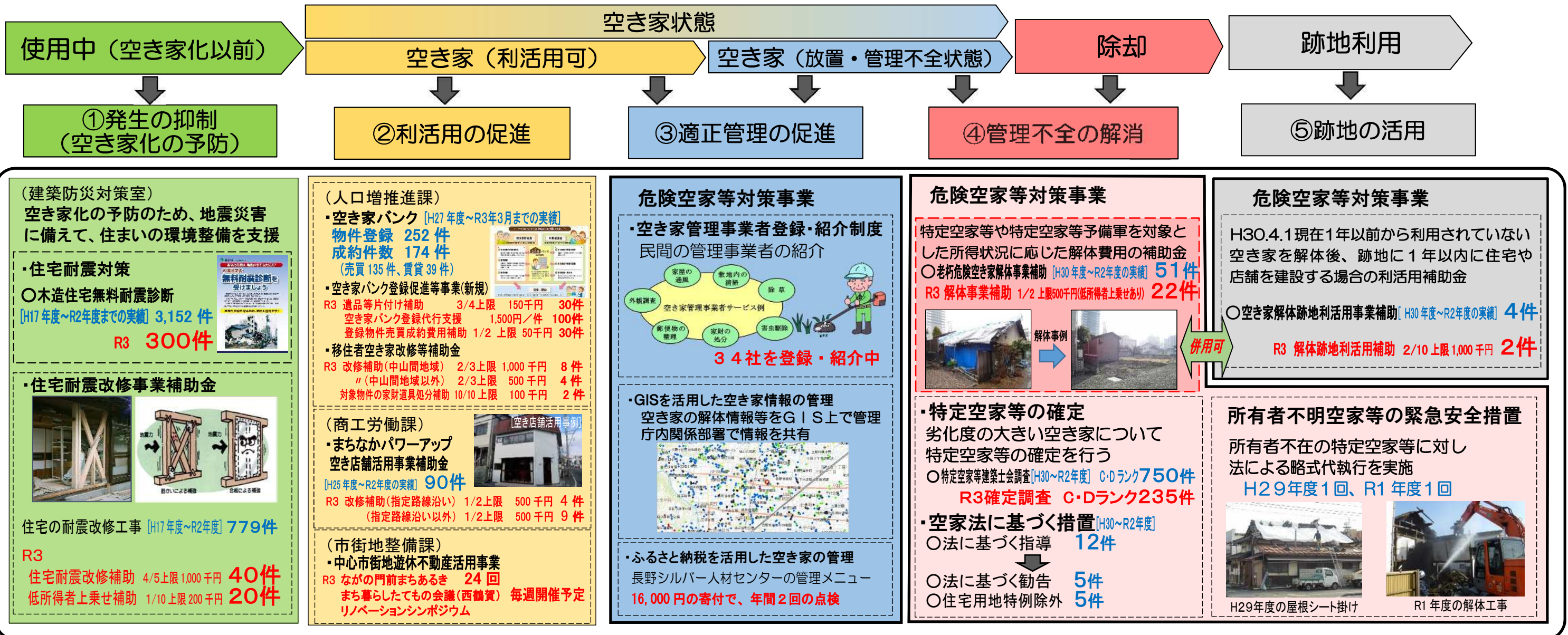
⇒ ライフラインの引込みを円滑化し、土地の利用を促進する。

### ○ 管理不全土地・建物の管理制度の創設

所有者が土地・建物の管理に関心なため放置していることで他人の権利が侵害されるおそれがある場合に、裁判所による管理人の選任を可能にする制度を創設する。

⇒ 管理不全化した土地・建物の適切な管理が可能になる。

「長野市空家等対策計画」〔2018(H30)年度～2026(R8)年度〕に基づく、空家等対策の取組状況と令和3年度の事業の予定



## 〔5つの取組方針による施策を支える〕

**空家等対策の施策を支える事業**

- 危険空家等対策事業
- ・空家等対策協議会
- 空家等対策や特定空家等への措置に関する協議を行う。
- R3 5回/年開催

危険空家等対策事業

- ・パンフレットによる情報提供
- 「空家化の予防・利活用・適正管理・管理不全の解消・除却・跡地活用」など個別に対応したパンフレットの作成・配布
- H30 総合パンフレットの作成 2万部
- R1・R2 タウンページに併せたパンフレットの配布

危険空家等対策事業

- ・専門家団体と連携したワンストップ相談会の実施
- 空き家の利活用や管理・跡地活用など、複数の専門家団体による相談会の実施
- R3 4回/年予定 (5・8・11・2月)

危険空家等対策事業

- ・専門家団体と連携した所有者の特定
- 相続人特定困難者を司法書士に調査を委託
- R3 5件調査予定

危険空家等対策事業

- ・出前講座等の開催 R2 篠ノ井・若穂地区実施
- ・地域と連携した啓発イベント R2 鬼無里地区にて、空き家問題を考える座談会開催

[所有者通知に同封の空き家対策パンフレット]

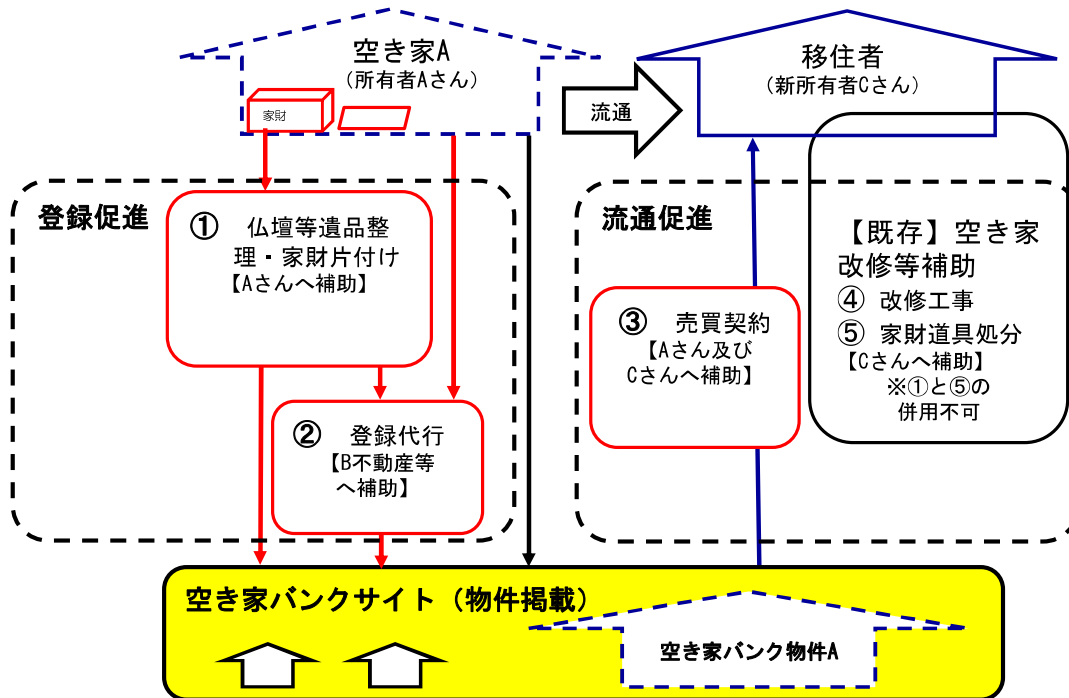
[空き家ワンストップ相談会の様子]



## 令和3年度当初予算(抜粋)

| 事業名   | 予算額<br>(前年度予算額)<br>対前年度増減額    | 事業内容  |
|---|-------------------------------|---|
| <b>【新規】</b><br>空き家バンク登録促進等事業<br><br>施策No. 重2-4<br>人口増推進課<br>TEL:026-224-8851<br>E-mail:jinkou@city.nagano.lg.jp | 765万円<br><br>(0)<br>765万円     | 空き家バンクの登録から成約までを一連として支援することにより、空き家バンクの登録数を増加させ、空き家の解消及び移住者数の増を図る。<br><br>・遺品等の片付けに要する経費に対する補助<br>補助率3/4(上限額 15万円)<br>・空き家バンク登録代行への支援<br>1件当たり1,500円<br>・登録物件の売買成約に係る費用に対する補助<br>補助率1/2(上限額 5万円) |
| 移住者空き家改修等補助金<br><br>施策No. 重2-4<br>人口増推進課<br>TEL:026-224-8851<br>E-mail:jinkou@city.nagano.lg.jp                 | 900万円<br><br>(800万円)<br>100万円 | 長野市空き家バンク登録物件を利用する県外からの移住者に対し、改修費及び家財道具等処分費用の一部を補助する。<br><br>・空き家改修補助<br>補助率2/3以内<br>(上限額 中山間地域 100万円<br>中山間地域以外 50万円)<br>・家財道具等処分の補助<br>補助率10/10以内(上限額 10万円)                                   |

## 空き家バンク登録促進等事業体系図



## 空家等対策関連アンケートの結果について

資料 5 - 1 令和 2 年度 まちづくりアンケート

資料 5 - 2 空き家管理事業者への利用状況アンケート



令和2年度  
まちづくりアンケート  
報告書

令和3年2月

 長野市



# 目 次

|   |                    |     |
|---|--------------------|-----|
| 1 | 調査の概要              | 1   |
| 2 | 調査分析結果             | 7   |
|   | I 図書館の利用状況について     | 8   |
|   | II 地域の福祉について       | 37  |
|   | III 人生会議について       | 50  |
|   | IV 成年後見制度について      | 57  |
|   | V 空き家対策について        | 62  |
|   | VI 環境に対する意識について    | 72  |
|   | VII 行政施策の優先度に関すること | 111 |
| 3 | アンケート用紙            | 116 |



---

# 1 調査の概要

# 1 調査の概要

## (1) 調査の目的

市政に対する市民ニーズ、市が実施する事業に対する考え方、意見、優先度などを調査し、今後の施策の基礎資料とするもの（昭和 57 年度から毎年度実施）

## (2) 調査対象

長野市内に在住の 18 歳以上の男女

## (3) 標本の抽出

住民基本台帳（令和 2 年 8 月 17 日現在）からの等間隔無作為抽出

## (4) 標本総数

5,000 人

## (5) 調査方法

返信用封筒を同封した、質問票送付によるアンケート調査方式

## (6) 調査期間

令和 2 年 8 月 27 日（木）から 9 月 10 日（木）まで

## (7) 回収結果

回収標本数 3,144 通

回収率 62.9%

## (8) 集計方法

エクセルにより集計（委託）。なお、百分率の値は小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで表記していることから 100%に合致しない場合がある。表等の見方について、詳しくは(16)報告書の見方を参照。

|        |    | 有効標本数 | 構成比 (%) | 回収数   |        | 回収率 (%) |
|--------|----|-------|---------|-------|--------|---------|
| 全体     |    | 5,000 | 100.0   | 3,144 | (性別不明) | 62.9    |
| 10 歳代  | 男性 | 57    | 1.1     | 21    | 0      | 36.8    |
|        | 女性 | 64    | 1.3     | 30    |        | 46.9    |
| 20 歳代  | 男性 | 277   | 5.5     | 72    | 1      | 26.0    |
|        | 女性 | 263   | 5.3     | 121   |        | 46.0    |
| 30 歳代  | 男性 | 310   | 6.2     | 125   | 2      | 40.3    |
|        | 女性 | 332   | 6.6     | 183   |        | 55.1    |
| 40 歳代  | 男性 | 445   | 8.9     | 209   | 2      | 47.0    |
|        | 女性 | 443   | 8.9     | 281   |        | 63.4    |
| 50 歳代  | 男性 | 377   | 7.5     | 226   | 2      | 60.0    |
|        | 女性 | 432   | 8.6     | 315   |        | 72.9    |
| 60 歳代  | 男性 | 401   | 8.0     | 266   | 6      | 66.3    |
|        | 女性 | 368   | 7.4     | 314   |        | 85.3    |
| 70 歳以上 | 男性 | 549   | 11.0    | 430   | 13     | 78.3    |
|        | 女性 | 682   | 13.6    | 495   |        | 72.6    |
| 年代不明   | 男性 | —     | —       | 6     | 13     | —       |
|        | 女性 | —     | —       | 11    |        | —       |

※「全体」の「回収数」および「回収率」には、性別不明の回収数を含む。

※「年代別」の「男性」・「女性」の「回収率」には、性別不明の回収数は含まない。

## (9) 調査項目

### ①回答者の属性

- A 地域区分 市街地地域、市街地周辺地域、犀南地域、松代・若穂、中山間地域
- B 性別区分 男性、女性
- C 年代区分 10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上
- D 職業区分 [自営業主および家族従業員]  
農・林・漁業、工業、商業・自由業  
[会社員、公務員]  
会社員（事務系・サービス系・技術系）、公務員・教員  
[その他]  
専業主婦（主夫）、パート・アルバイト、学生、無職、その他
- E 居住年数区分 5年未満、5年以上10年未満、10年以上20年未満、20年以上

### ②設問テーマ

#### I 図書館の利用状況について（教育委員会 長野図書館・南部図書館）

身近な生涯学習施設である図書館に対して、市民がどのような意識を持っているかを調査し、今後の図書館運営の参考にするもの

#### II 地域の福祉について（保健福祉部 福祉政策課）

市民の地域福祉に関わる意識および地域特性を把握し、第四次長野市地域福祉計画策定のための基礎資料とするもの

#### III 人生会議について（保健福祉部 地域包括ケア推進課）

地域包括ケアシステム構築のため、人生会議（ACP）の普及が求められており、人生会議についての現状を把握し、今後の効果的な普及について検討する基礎資料とするもの

#### IV 成年後見制度について（保健福祉部 地域包括ケア推進課）

成年後見制度の周知および利用促進を図るための本市で策定する成年後見制度利用促進計画における施策の進捗を検証するための基礎資料とするもの

#### V 空き家対策について（建設部 建築指導課）

深刻化する空家問題に対する意識を調査し、平成29年度に策定された長野市空家等対策計画の後期計画の見直しの基礎資料とするもの

#### VI 環境に対する意識について（環境部 環境保全温暖化対策課）

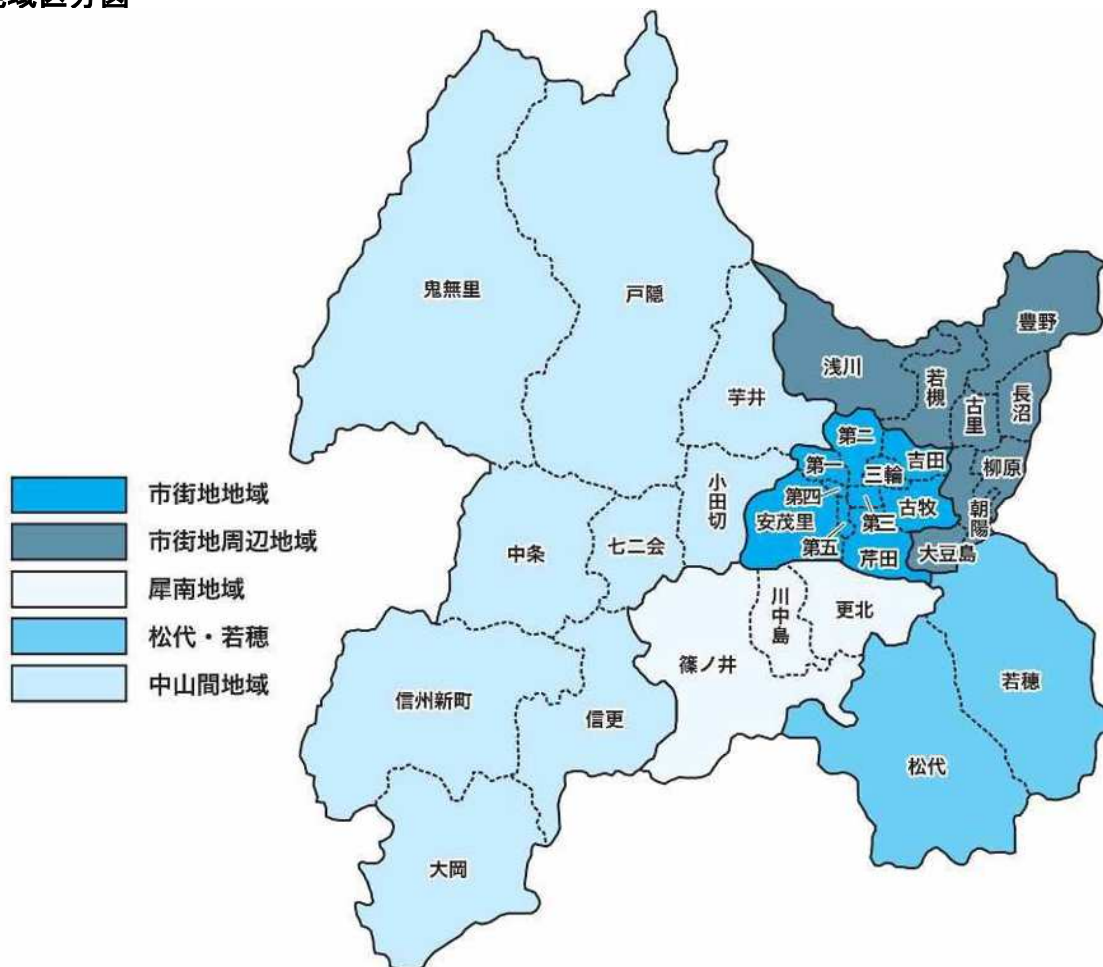
環境に対する意識や要望を確認することで、今後の環境行政の方向性を探り、令和4年度からの第三次長野市環境基本計画策定の基礎資料とするもの

#### VII 行政施策の優先度に関すること（企画政策部 広報広聴課）

特に力を入れるべきだと思う施策についての市民意識を把握し、住みよい長野市のまちづくりを進めるための基礎資料とするもの

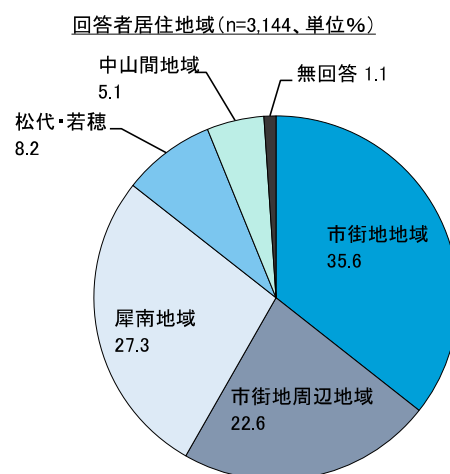


(10) 地域区分図



(11) 地域区分別回収標本構成

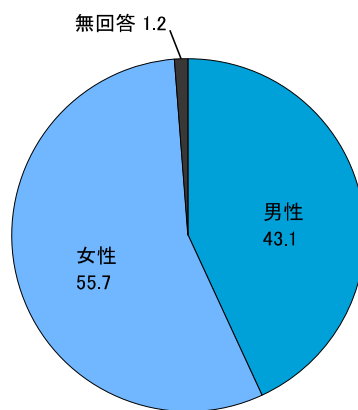
| 地域区分             | 地区名  | 回収標本構成 |        |
|------------------|--|--------|--------|
|                  |  | 標本数    | 割合 (%) |
| 市街地地域<br>(10地区)  | 第一地区、第二地区、第三地区、<br>第四地区、第五地区、芹田地区、<br>古牧地区、三輪地区、吉田地区、<br>安茂里地区 | 1,120  | 35.6   |
| 市街地周辺地域<br>(8地区) | 古里地区、柳原地区、浅川地区、<br>大豆島地区、朝陽地区、<br>若槻地区、長沼地区、豊野地区               | 712    | 22.6   |
| 犀南地域<br>(3地区)    | 篠ノ井地区、川中島地区、<br>更北地区   | 859    | 27.3   |
| 松代・若穂<br>(2地区)   | 松代地区、若穂地区  | 259    | 8.2    |
| 中山間地域<br>(9地区)   | 小田切地区、芋井地区、<br>七二会地区、信更地区、戸隠地区、<br>鬼無里地区、大岡地区<br>信州新町地区、中条地区   | 160    | 5.1    |
|                  | 無回答  | 34     | 1.1    |
|                  | 合計   | 3,144  | 100.0  |



### (12) 性別区分別回収標本構成

| 選択肢 | 回答数   | 割合 (%) |
|-----|-------|--------|
| 男性  | 1,355 | 43.1   |
| 女性  | 1,750 | 55.7   |
| 無回答 | 39    | 1.2    |
| 合計  | 3,144 | 100.0  |

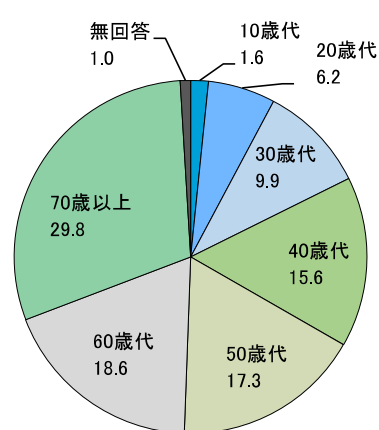
回答者性別 (n=3,144、単位%)



### (13) 年代区分別回収標本構成

| 選択肢   | 回答数   | 割合 (%) |
|-------|-------|--------|
| 10歳代  | 51    | 1.6    |
| 20歳代  | 194   | 6.2    |
| 30歳代  | 310   | 9.9    |
| 40歳代  | 492   | 15.6   |
| 50歳代  | 543   | 17.3   |
| 60歳代  | 586   | 18.6   |
| 70歳以上 | 938   | 29.8   |
| 無回答   | 30    | 1.0    |
| 合計    | 3,144 | 100.0  |

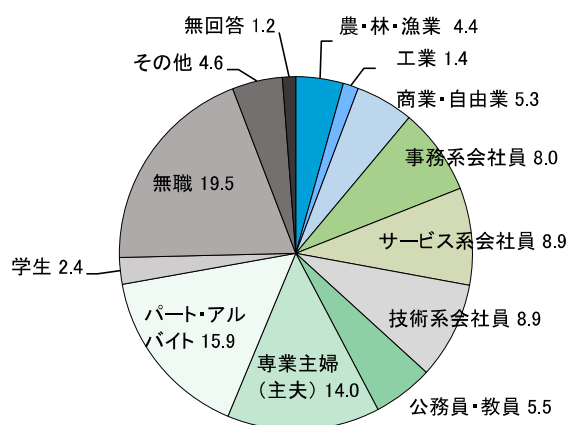
回答者年代 (n=3,144、単位%)



### (14) 職業区分別回収標本構成

| 選択肢       | 回答数   | 割合 (%) |
|-----------|-------|--------|
| 農・林・漁業    | 137   | 4.4    |
| 工業        | 44    | 1.4    |
| 商業・自由業    | 167   | 5.3    |
| 事務系会社員    | 250   | 8.0    |
| サービス系会社員  | 279   | 8.9    |
| 技術系会社員    | 280   | 8.9    |
| 公務員・教員    | 173   | 5.5    |
| 専業主婦(主夫)  | 440   | 14.0   |
| パート・アルバイト | 500   | 15.9   |
| 学生        | 77    | 2.4    |
| 無職        | 614   | 19.5   |
| その他       | 144   | 4.6    |
| 無回答       | 39    | 1.2    |
| 合計        | 3,144 | 100.0  |

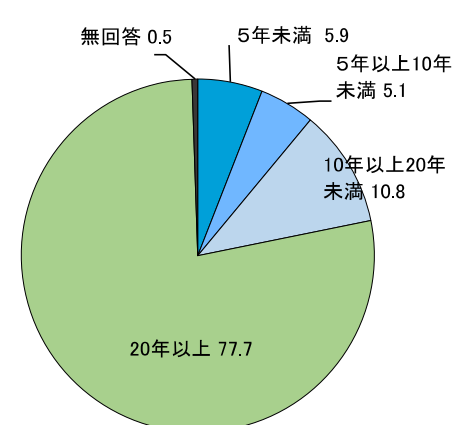
回答者職業 (n=3,144、単位%)



### (15) 居住年数区分別回収標本構成

| 選択肢        | 回答数   | 割合 (%) |
|------------|-------|--------|
| 5年未満       | 187   | 5.9    |
| 5年以上10年未満  | 160   | 5.1    |
| 10年以上20年未満 | 339   | 10.8   |
| 20年以上      | 2,442 | 77.7   |
| 無回答        | 16    | 0.5    |
| 合計         | 3,144 | 100.0  |

回答者居住年数 (n=3,144、単位%)



## (16) 報告書の見方

- ①調査結果の数値は、原則として百分率で表記した。百分率の値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表記している。従って、内訳を合計しても100%に合致しない場合がある。
- ②アンケートへの回答は、単数回答と複数回答を求めた設問があり、複数回答を求めた設問では、比率の合計が100%を上回る場合がある。
- ③属性別の結果については、特徴的なもの、資料として重要と思われるものについて分析した。なお、属性別に見た図表では、不明サンプルを表示していないため、標本数の合計が全体の標本数と異なる場合がある。
- ④設問中の選択肢の文字数が多いものについては、本文中や図表中において、便宜上短く省略している場合がある。

## (17) 標本の誤差

この調査の標本誤差は、次式によって得られる。ただし、信頼度は95%とする。

(注) 信頼度95%：同じ調査を100回実施したときに、おおむね95回まではこの精度が得られることを示す。

$$b = 1.96 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}} \quad \cong 1.96 \sqrt{\frac{P(1-P)}{n}}$$

b：標本誤差（±少数ポイント）

N：母集団（人）

n：標本数（人）

P：回答比率（少数）

上式を基に、本調査の標本誤差の早見表を掲げる。

回答比率と標本誤差（信頼度95%の場合）

| 回答比率<br>(P)<br>標本数 n<br>(人) | 10%または<br>90%程度 | 20%または<br>80%程度 | 30%または<br>70%程度 | 40%または<br>60%程度 | 50%  |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------|
| 3,000                       | 1.07            | 1.43            | 1.64            | 1.75            | 1.79 |
| 2,000                       | 1.31            | 1.75            | 2.01            | 2.15            | 2.19 |
| 1,500                       | 1.52            | 2.02            | 2.32            | 2.48            | 2.53 |
| 1,000                       | 1.86            | 2.48            | 2.84            | 3.04            | 3.10 |
| 500                         | 2.63            | 3.51            | 4.02            | 4.29            | 4.38 |
| 300                         | 3.39            | 4.53            | 5.19            | 5.54            | 5.66 |

※上表は  $(N-n)/(N-1) \cong 1$  として算出している。なお、この表の計算式の信頼度は95%である。

### [表の見方]

例えば、ある設問の回答者数が1,500人であり、その設問中のある選択肢の回答比率が60%であった場合、その回答比率の誤差の範囲は、最高でも±2.48ポイント以内（57.52～62.48%）である、と見ることができる。



---

## 2 調査分析結果

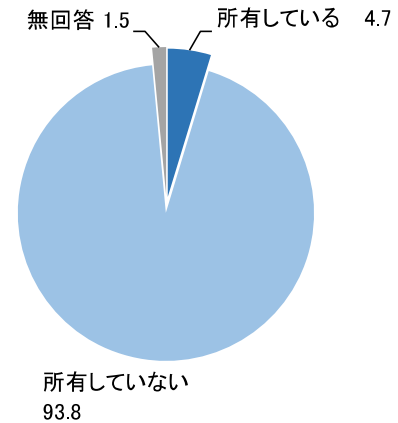
## V 空き家対策について

### 【空き家所有の有無】 「所有している」は4.7%

問18 あなたは現在、市内に空き家を所有していますか。

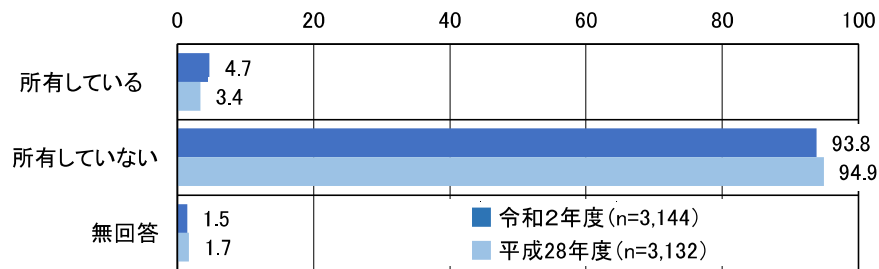
「所有している」が4.7%、「所有していない」が93.8%となっている。

空き家所有の有無(n=3,144、単位%)



### ■空き家所有の有無の推移

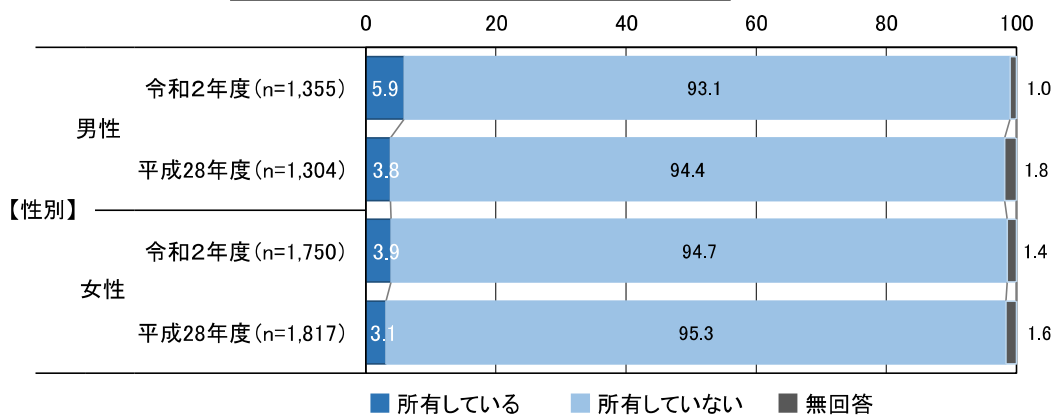
空き家所有の有無の推移(単位%)



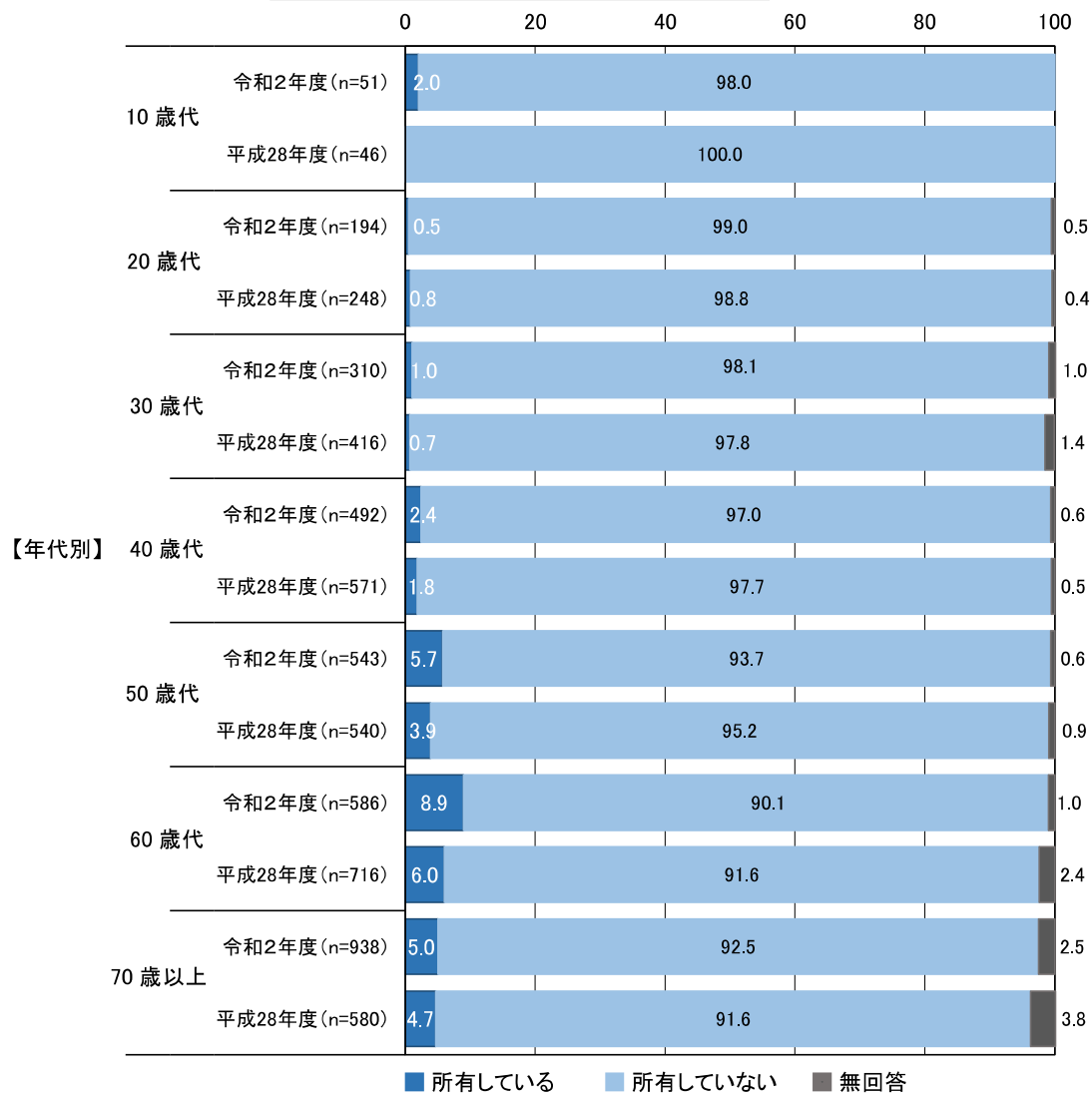
「所有している」は前回の平成28年度調査より1.3ポイント増加している。

### ■回答者属性別・空き家所有の有無の推移

回答者属性別●空き家所有の有無の推移(単位%)



回答者属性別●空き家所有の有無の推移(単位%)



年代別では、「所有している」割合は20歳代を除き令和2年度が平成28年度を上回っている。特に、60歳代(8.9%)、50歳代(5.7%)の割合が高くなっている。



■問 18 あなたは現在、市内に空き家を所有していますか。該当する番号どちらか1つに○印をつけてください。

| 上段：回答数（人）<br>下段：割合（%） |             | 合計             | 所有している     | 所有していない       | 無回答       |
|-----------------------|-------------|----------------|------------|---------------|-----------|
| 全体                    |             | 3,144<br>100.0 | 148<br>4.7 | 2,950<br>93.8 | 46<br>1.5 |
| 性別                    | 男性          | 1,355<br>100.0 | 80<br>5.9  | 1,261<br>93.1 | 14<br>1.0 |
|                       | 女性          | 1,750<br>100.0 | 68<br>3.9  | 1,657<br>94.7 | 25<br>1.4 |
| 年代別                   | 10歳代        | 51<br>100.0    | 1<br>2.0   | 50<br>98.0    | 0<br>0.0  |
|                       | 20歳代        | 194<br>100.0   | 1<br>0.5   | 192<br>99.0   | 1<br>0.5  |
|                       | 30歳代        | 310<br>100.0   | 3<br>1.0   | 304<br>98.1   | 3<br>1.0  |
|                       | 40歳代        | 492<br>100.0   | 12<br>2.4  | 477<br>97.0   | 3<br>0.6  |
|                       | 50歳代        | 543<br>100.0   | 31<br>5.7  | 509<br>93.7   | 3<br>0.6  |
|                       | 60歳代        | 586<br>100.0   | 52<br>8.9  | 528<br>90.1   | 6<br>1.0  |
|                       | 70歳以上       | 938<br>100.0   | 47<br>5.0  | 868<br>92.5   | 23<br>2.5 |
| 居住地域別                 | 市街地地域       | 1,120<br>100.0 | 57<br>5.1  | 1,045<br>93.3 | 18<br>1.6 |
|                       | 市街地周辺地域     | 712<br>100.0   | 26<br>3.7  | 679<br>95.4   | 7<br>1.0  |
|                       | 犀南地域        | 859<br>100.0   | 39<br>4.5  | 811<br>94.4   | 9<br>1.0  |
|                       | 松代・若穂       | 259<br>100.0   | 12<br>4.6  | 243<br>93.8   | 4<br>1.5  |
|                       | 中山間地域       | 160<br>100.0   | 14<br>8.8  | 143<br>89.4   | 3<br>1.9  |
| 居住年数別                 | 5年未満        | 187<br>100.0   | 1<br>0.5   | 184<br>98.4   | 2<br>1.1  |
|                       | 5年以上 10年未満  | 160<br>100.0   | 3<br>1.9   | 156<br>97.5   | 1<br>0.6  |
|                       | 10年以上 20年未満 | 339<br>100.0   | 11<br>3.2  | 324<br>95.6   | 4<br>1.2  |
|                       | 20年以上       | 2,442<br>100.0 | 132<br>5.4 | 2,276<br>93.2 | 34<br>1.4 |
| 職業別                   | 農・林・漁業      | 137<br>100.0   | 6<br>4.4   | 124<br>90.5   | 7<br>5.1  |
|                       | 工業          | 44<br>100.0    | 1<br>2.3   | 43<br>97.7    | 0<br>0.0  |
|                       | 商業・自由業      | 167<br>100.0   | 18<br>10.8 | 149<br>89.2   | 0<br>0.0  |
|                       | 事務系会社員      | 250<br>100.0   | 8<br>3.2   | 241<br>96.4   | 1<br>0.4  |
|                       | サービス系会社員    | 279<br>100.0   | 11<br>3.9  | 265<br>95.0   | 3<br>1.1  |
|                       | 技術系会社員      | 280<br>100.0   | 11<br>3.9  | 269<br>96.1   | 0<br>0.0  |
|                       | 公務員・教員      | 173<br>100.0   | 8<br>4.6   | 164<br>94.8   | 1<br>0.6  |
|                       | 専業主婦(主夫)    | 440<br>100.0   | 18<br>4.1  | 418<br>95.0   | 4<br>0.9  |
|                       | パート・アルバイト   | 500<br>100.0   | 23<br>4.6  | 471<br>94.2   | 6<br>1.2  |
|                       | 学生          | 77<br>100.0    | 1<br>1.3   | 76<br>98.7    | 0<br>0.0  |
|                       | 無職          | 614<br>100.0   | 37<br>6.0  | 562<br>91.5   | 15<br>2.4 |
|                       | その他         | 144<br>100.0   | 3<br>2.1   | 139<br>96.5   | 2<br>1.4  |

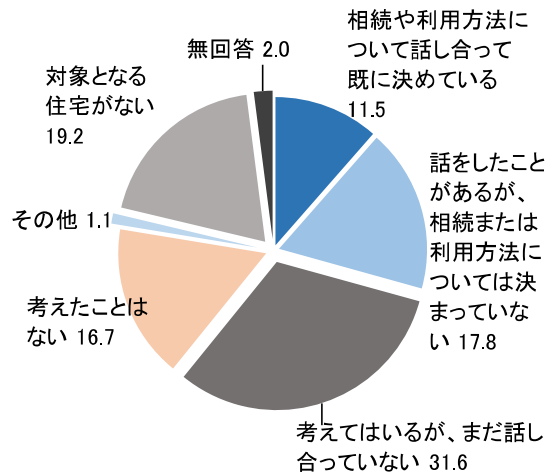
**【相続による住宅の扱い】**

「考えてはいるが、まだ話し合っていない」が約3割

問 19 空き家が発生する理由として、相続して取得した住宅がそのまま空き家になることが多いといわれています。あなたがお住まいの住宅あるいは親の住宅について、家族で話し合ったことがありますか。

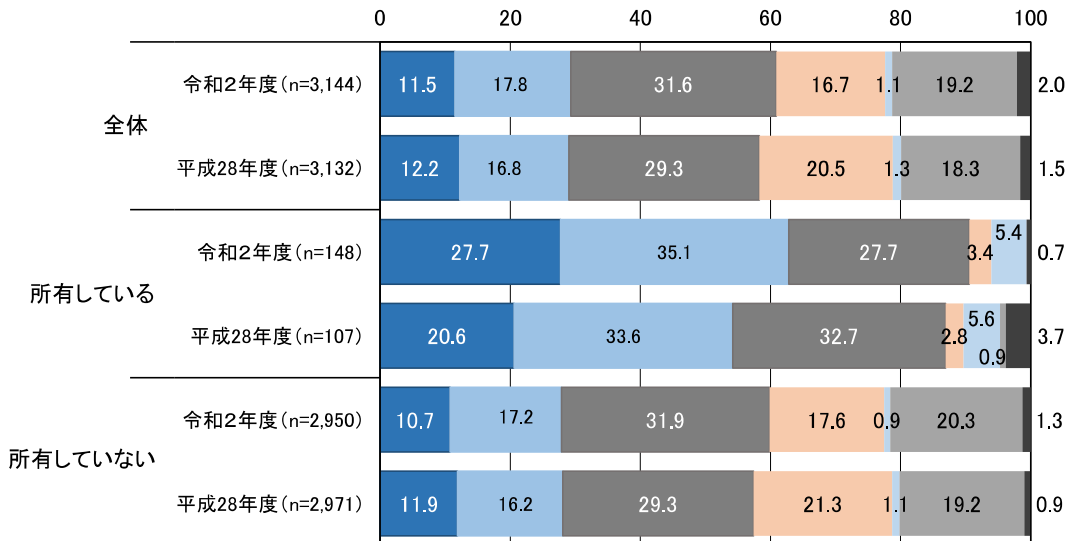
「考えてはいるが、まだ話し合っていない」が31.6%で最も高く、次いで「話をしたことがあるが、相続または利用方法については決まっていない」が17.8%、「考えたことはない」が16.7%などとなっている。

相続による住宅の扱い(n=3,144、単位%)



■回答者属性別・相続による住宅の扱いの推移

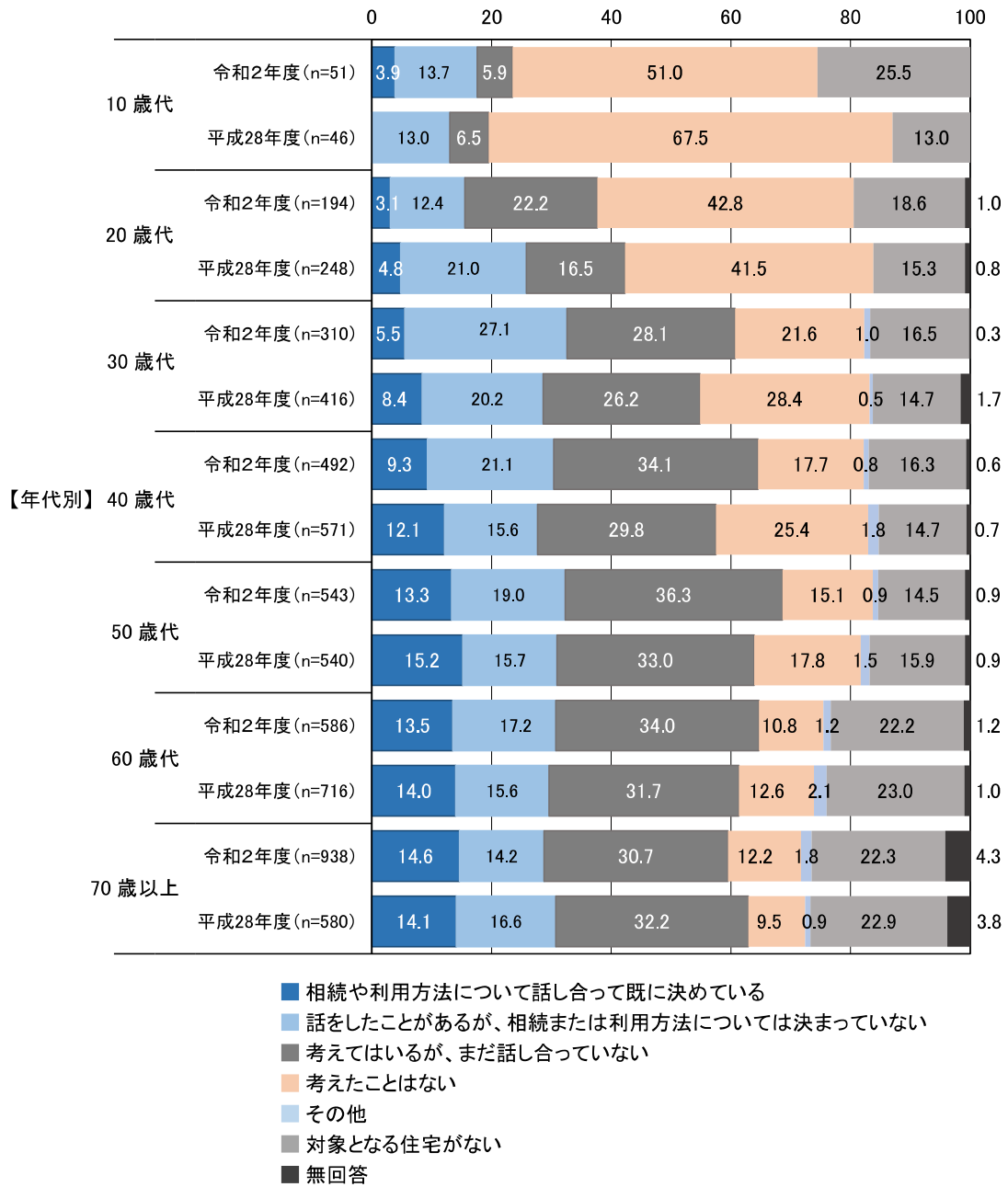
空き家所有の有無別●相続による住宅の扱い推移(単位%)



- 相続や利用方法について話し合っ既に決めている
- 話をしたことがあるが、相続または利用方法については決まっていない
- 考えてはいるが、まだ話し合っていない
- 考えたことはない
- その他
- 対象となる住宅がない
- 無回答

「所有している」について見ると、「考えてはいるが、まだ話し合っていない」が平成28年度調査より5.0ポイント減少し、「相続や利用方法について話し合っ既に決めている」が平成28年度調査より7.1ポイント増加している。

回答者属性別●相続による住宅の扱い推移(単位%)



年代別では、平成 28 年度調査と比べ「相続や利用方法について話し合って既に決めている」が 20 歳代から 60 歳代で、「考えたことはない」が 10 歳代および 30 歳代から 60 歳代でそれぞれ減少している。また、「話をしたことがあるが、相続または利用方法については決まっていない」が 10 歳代および 30 歳代から 60 歳代で、「考えてはいるが、まだ話し合っていない」が 20 歳代から 60 歳代でそれぞれ増加している。

問 19 空き家が発生する理由として、相続して取得した住宅がそのまま空き家になることが多いといわれています。あなたがお住いの住宅あるいは親の住宅について、家族で話し合ったことがありますか。該当する番号1つに○印をつけてください。

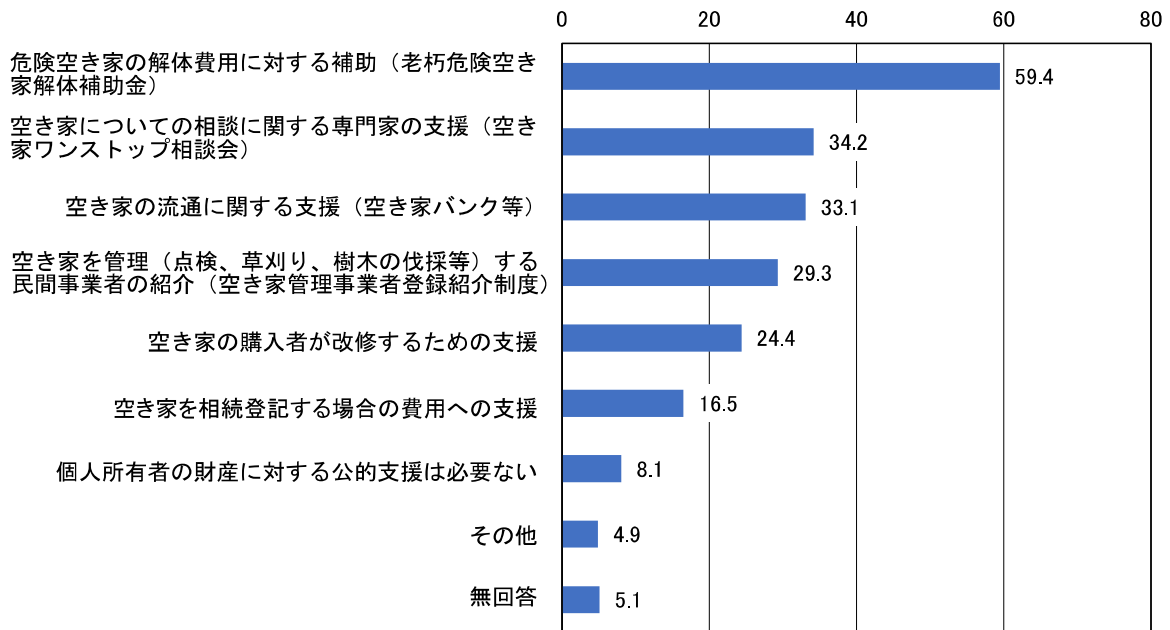
| 上段：回答数（人）<br>下段：割合（％） |            | 合計             | 相続や利用方法について話し合っている | 話をしたことがあるが、相続または利用方法については決まってい | 考えてはいるが、まだ話し合っていない | 考えたことはない    | その他       | 対象となる住宅がない  | 無回答       |
|-----------------------|------------|----------------|--------------------|--------------------------------|--------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 全体                    |            | 3,144<br>100.0 | 361<br>11.5        | 560<br>17.8                    | 992<br>31.6        | 526<br>16.7 | 36<br>1.1 | 605<br>19.2 | 64<br>2.0 |
| 性別                    | 男性         | 1,355<br>100.0 | 145<br>10.7        | 252<br>18.6                    | 424<br>31.3        | 244<br>18.0 | 14<br>1.0 | 255<br>18.8 | 21<br>1.5 |
|                       | 女性         | 1,750<br>100.0 | 213<br>12.2        | 299<br>17.1                    | 560<br>32.0        | 276<br>15.8 | 22<br>1.3 | 343<br>19.6 | 37<br>2.1 |
| 年代別                   | 10歳代       | 51<br>100.0    | 2<br>3.9           | 7<br>13.7                      | 3<br>5.9           | 26<br>51.0  | 0<br>0.0  | 13<br>25.5  | 0<br>0.0  |
|                       | 20歳代       | 194<br>100.0   | 6<br>3.1           | 24<br>12.4                     | 43<br>22.2         | 83<br>42.8  | 0<br>0.0  | 36<br>18.6  | 2<br>1.0  |
|                       | 30歳代       | 310<br>100.0   | 17<br>5.5          | 84<br>27.1                     | 87<br>28.1         | 67<br>21.6  | 3<br>1.0  | 51<br>16.5  | 1<br>0.3  |
|                       | 40歳代       | 492<br>100.0   | 46<br>9.3          | 104<br>21.1                    | 168<br>34.1        | 87<br>17.7  | 4<br>0.8  | 80<br>16.3  | 3<br>0.6  |
|                       | 50歳代       | 543<br>100.0   | 72<br>13.3         | 103<br>19.0                    | 197<br>36.3        | 82<br>15.1  | 5<br>0.9  | 79<br>14.5  | 5<br>0.9  |
|                       | 60歳代       | 586<br>100.0   | 79<br>13.5         | 101<br>17.2                    | 199<br>34.0        | 63<br>10.8  | 7<br>1.2  | 130<br>22.2 | 7<br>1.2  |
|                       | 70歳以上      | 938<br>100.0   | 137<br>14.6        | 133<br>14.2                    | 288<br>30.7        | 114<br>12.2 | 17<br>1.8 | 209<br>22.3 | 40<br>4.3 |
| 居住地別                  | 市街地地域      | 1,120<br>100.0 | 136<br>12.1        | 199<br>17.8                    | 348<br>31.1        | 159<br>14.2 | 13<br>1.2 | 237<br>21.2 | 28<br>2.5 |
|                       | 市街地周辺地域    | 712<br>100.0   | 77<br>10.8         | 121<br>17.0                    | 225<br>31.6        | 132<br>18.5 | 5<br>0.7  | 142<br>19.9 | 10<br>1.4 |
|                       | 犀南地域       | 859<br>100.0   | 97<br>11.3         | 158<br>18.4                    | 273<br>31.8        | 147<br>17.1 | 11<br>1.3 | 164<br>19.1 | 9<br>1.0  |
|                       | 松代・若穂      | 259<br>100.0   | 31<br>12.0         | 41<br>15.8                     | 79<br>30.5         | 49<br>18.9  | 6<br>2.3  | 43<br>16.6  | 10<br>3.9 |
|                       | 中山間地域      | 160<br>100.0   | 15<br>9.4          | 37<br>23.1                     | 60<br>37.5         | 32<br>20.0  | 1<br>0.6  | 13<br>8.1   | 2<br>1.3  |
| 居住年数別                 | 5年未満       | 187<br>100.0   | 13<br>7.0          | 39<br>20.9                     | 52<br>27.8         | 44<br>23.5  | -<br>-    | 39<br>20.9  | -<br>-    |
|                       | 5年以上10年未満  | 160<br>100.0   | 14<br>8.8          | 35<br>21.9                     | 39<br>24.4         | 30<br>18.8  | -<br>-    | 40<br>25.0  | 2<br>1.3  |
|                       | 10年以上20年未満 | 339<br>100.0   | 27<br>8.0          | 50<br>14.7                     | 117<br>34.5        | 71<br>20.9  | 3<br>0.9  | 64<br>18.9  | 7<br>2.1  |
|                       | 20年以上      | 2,442<br>100.0 | 306<br>12.5        | 434<br>17.8                    | 781<br>32.0        | 379<br>15.5 | 33<br>1.4 | 459<br>18.8 | 50<br>2.0 |
| 職業別                   | 農・林・漁業     | 137<br>100.0   | 22<br>16.1         | 21<br>15.3                     | 42<br>30.7         | 24<br>17.5  | 0<br>0.0  | 22<br>16.1  | 6<br>4.4  |
|                       | 工業         | 44<br>100.0    | 6<br>13.6          | 9<br>20.5                      | 12<br>27.3         | 8<br>18.2   | 1<br>2.3  | 7<br>15.9   | 1<br>2.3  |
|                       | 商業・自由業     | 167<br>100.0   | 21<br>12.6         | 30<br>18.0                     | 60<br>35.9         | 25<br>15.0  | 4<br>2.4  | 27<br>16.2  | 0<br>0.0  |
|                       | 事務系会社員     | 250<br>100.0   | 34<br>13.6         | 52<br>20.8                     | 76<br>30.4         | 49<br>19.6  | 5<br>2.0  | 33<br>13.2  | 1<br>0.4  |
|                       | サービス系会社員   | 279<br>100.0   | 25<br>9.0          | 54<br>19.4                     | 95<br>34.1         | 46<br>16.5  | 3<br>1.1  | 53<br>19.0  | 3<br>1.1  |
|                       | 技術系会社員     | 280<br>100.0   | 20<br>7.1          | 60<br>21.4                     | 89<br>31.8         | 64<br>22.9  | 0<br>0.0  | 46<br>16.4  | 1<br>0.4  |
|                       | 公務員・教員     | 173<br>100.0   | 17<br>9.8          | 41<br>23.7                     | 57<br>32.9         | 37<br>21.4  | 0<br>0.0  | 20<br>11.6  | 1<br>0.6  |
|                       | 専業主婦(主夫)   | 440<br>100.0   | 62<br>14.1         | 77<br>17.5                     | 147<br>33.4        | 47<br>10.7  | 11<br>2.5 | 84<br>19.1  | 12<br>2.7 |
|                       | パート・アルバイト  | 500<br>100.0   | 55<br>11.0         | 87<br>17.4                     | 172<br>34.4        | 76<br>15.2  | 2<br>0.4  | 103<br>20.6 | 5<br>1.0  |
|                       | 学生         | 77<br>100.0    | 2<br>2.6           | 12<br>15.6                     | 10<br>13.0         | 40<br>51.9  | 0<br>0.0  | 13<br>16.9  | 0<br>0.0  |
|                       | 無職         | 614<br>100.0   | 78<br>12.7         | 89<br>14.5                     | 179<br>29.2        | 82<br>13.4  | 7<br>1.1  | 156<br>25.4 | 23<br>3.7 |
|                       | その他        | 144<br>100.0   | 15<br>10.4         | 20<br>13.9                     | 46<br>31.9         | 24<br>16.7  | 1<br>0.7  | 35<br>24.3  | 3<br>2.1  |

**【空き家に対する支援】 「危険空き家の解体費用に対する補助（老朽危険空き家解体補助金）」が約6割**

問 20 本市では、空き家対策のさまざまな取り組みを行っています。今後更なる取り組みを進めるに当たり、あなたが必要と思われる支援は何ですか。

「危険空き家の解体費用に対する補助（老朽危険空き家解体補助金）」が59.4%で最も高く、次いで「空き家についての相談に関する専門家の支援（空き家ワンストップ相談会）」が34.2%、「空き家の流通に関する支援（空き家バンク等）」が33.1%などとなっている。

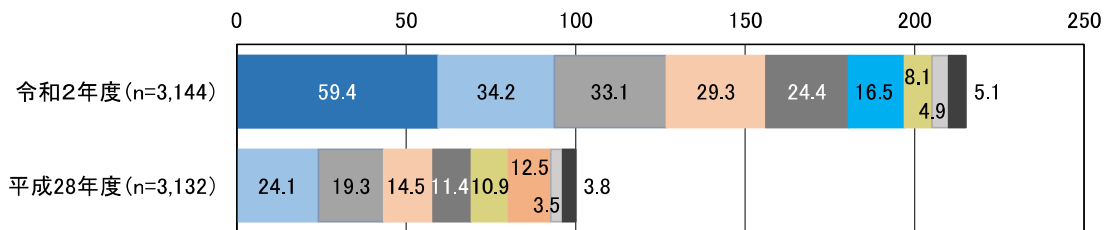
空き家に対する支援(n=3,144、3つまで複数回答、単位%)



■回答者属性別・空き家に対する支援の推移

【全体】

空き家に対する支援の推移(令和2年度は3つまで複数回答、平成28年度は単回答、単位%)

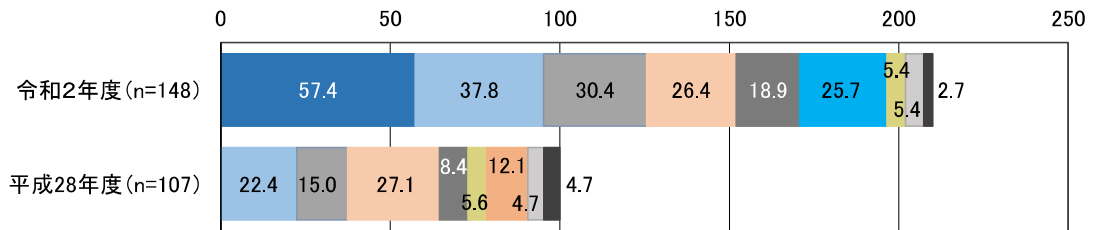


- 危険空き家の解体費用に対する補助(老朽危険空き家解体補助金)【R2のみ】
- 空き家についての相談に関する専門家の支援(空き家ワンストップ相談会)
- 空き家の流通に関する支援(空き家バンク等)
- 空き家を管理(点検、草刈り、樹木の伐採等)する民間事業者の紹介(空き家管理事業者登録紹介制度)
- 空き家の購入者が改修するための支援
- 空き家を相続登記する場合の費用への支援【R2のみ】
- 個人所有者の財産に対する公的支援は必要ない
- 空き家を安心して売買するための、専門家による住宅検査費用への支援【H28のみ】
- その他
- 無回答



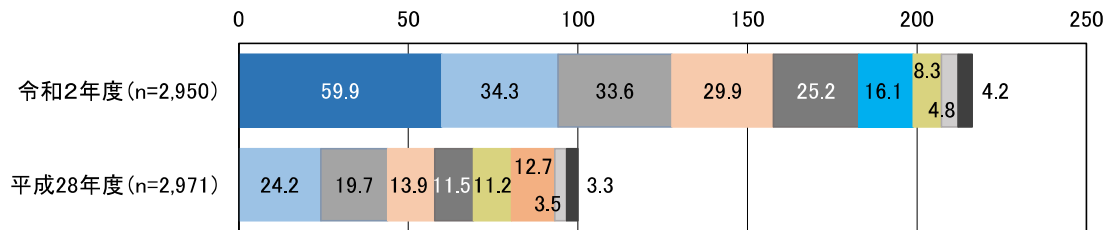
## 【空き家を所有している】

空き家に対する支援の推移(令和2年度は3つまで複数回答、平成28年度は単回答、単位%)



## 【空き家を所有していない】

空き家に対する支援の推移(令和2年度は3つまで複数回答、平成28年度は単回答、単位%)



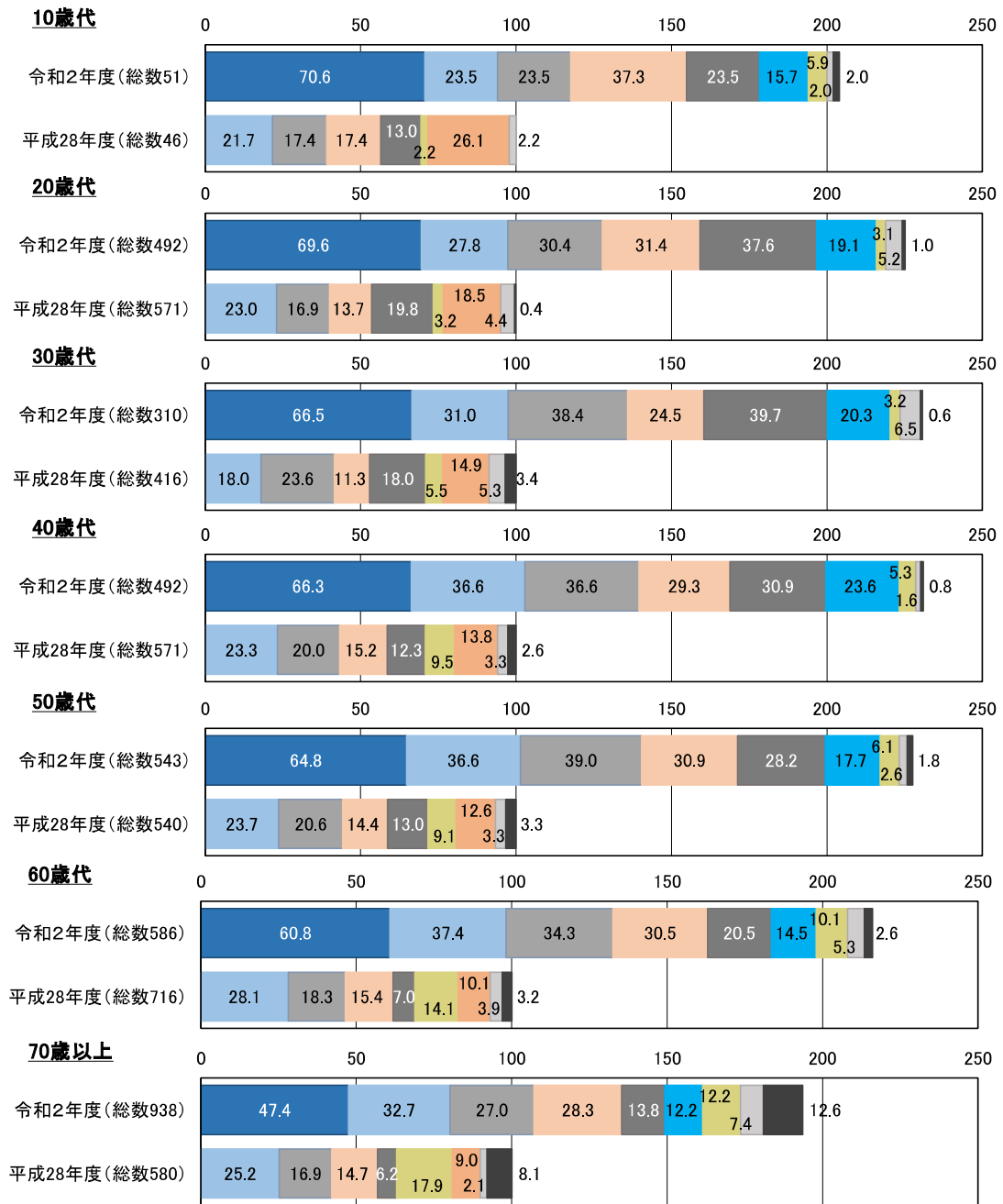
- 危険空き家の解体費用に対する補助(老朽危険空き家解体補助金)【R2のみ】
- 空き家についての相談に関する専門家の支援(空き家ワンストップ相談会)
- 空き家の流通に関する支援(空き家バンク等)
- 空き家を管理(点検、草刈り、樹木の伐採等)する民間事業者の紹介(空き家管理事業者登録紹介制度)
- 空き家の購入者が改修するための支援
- 空き家を相続登記する場合の費用への支援【R2のみ】
- 個人所有者の財産に対する公的支援は必要ない
- 空き家を安心して売買するための、専門家による住宅検査費用への支援【H28のみ】
- その他
- 無回答

空き家を「所有している」、「所有していない」別での回答を見ると、今回調査で新たに加わった「危険空き家の解体費用に対する補助(老朽危険空き家解体補助金)」がいずれも60%近くとなっており、以下、「空き家についての相談に関する専門家の支援(空き家ワンストップ相談会)」、「空き家の流通に関する支援(空き家バンク等)」、「空き家を管理(点検、草刈り、樹木の伐採等)する民間事業者の紹介(空き家管理事業者登録紹介制度)」と上位4項目は同じ順位となっている。

以下、「所有している」と回答した中では、「空き家を相続登記する場合の費用への支援」が続き、一方、「所有していない」と回答した中では、「空き家の購入者が改修するための支援」が続いている。

【年代別】

空き家に対する支援の推移（令和2年度は3つまで複数回答、平成28年度は単回答、単位%）



- 危険空き家の解体費用に対する補助(老朽危険空き家解体補助金)【R2のみ】
- 空き家についての相談に関する専門家の支援(空き家ワンストップ相談会)
- 空き家の流通に関する支援(空き家バンク等)
- 空き家を管理(点検、草刈り、樹木の伐採等)する民間事業者の紹介(空き家管理事業者登録紹介制度)
- 空き家の購入者が改修するための支援
- 空き家を相続登記する場合の費用への支援【R2のみ】
- 個人所有者の財産に対する公的支援は必要ない
- 空き家を安心して売買するための、専門家による住宅検査費用への支援【H28のみ】
- その他
- 無回答

問 20 本市では、空き家対策のさまざまな取り組みを行っています。今後更なる取り組みを進めるに当たり、あなたが必要と思われる支援は何ですか。該当する番号3つ以内に○印をつけてください。

|       |            | 対象         | 危険空き家の解体費用に<br>対する補助(老朽危険空<br>き家解体補助金) | 空き家専門家の相談に<br>関するワンストップ相談<br>会) | 空き家の流通に関する支<br>援(空き家バンク等) | 空き家の購入者が改修す<br>るための支援 | 空き家を管理(点検、草刈り、<br>樹木の伐採等)する民間事業<br>者の紹介(空き家管理事業者<br>登録紹介制度) | 空き家の費用を相統登記する<br>場合の支援 | 個人の所有者の財産に<br>対する公的支援は必要に<br>対する | その他        | 無回答         |
|-------|------------|------------|--|---------------------------------|---------------------------|-----------------------|---|------------------------|----------------------------------|------------|-------------|
|       |            |            |  |                                 |                           |                       |   |                        |                                  |            |             |
| 全体    |            | 3,144<br>- | 1,869<br>59.4                          | 1,075<br>34.2                   | 1,041<br>33.1             | 767<br>24.4           | 922<br>29.3   | 519<br>16.5            | 254<br>8.1                       | 155<br>4.9 | 159<br>5.1  |
| 性別    | 男性         | 1,355<br>- | 803<br>59.3                            | 429<br>31.7                     | 492<br>36.3               | 332<br>24.5           | 381<br>28.1   | 225<br>16.6            | 127<br>9.4                       | 75<br>5.5  | 52<br>3.8   |
|       | 女性         | 1,750<br>- | 1,052<br>60.1                          | 635<br>36.3                     | 543<br>31.0               | 427<br>24.4           | 533<br>30.5   | 289<br>16.5            | 121<br>6.9                       | 80<br>4.6  | 95<br>5.4   |
| 年代別   | 10歳代       | 51<br>-    | 36<br>70.6                             | 12<br>23.5                      | 12<br>23.5                | 12<br>23.5            | 19<br>37.3  | 8<br>15.7              | 3<br>5.9                         | 1<br>2.0   | 1<br>2.0    |
|       | 20歳代       | 194<br>-   | 135<br>69.6                            | 54<br>27.8                      | 59<br>30.4                | 73<br>37.6            | 61<br>31.4  | 37<br>19.1             | 6<br>3.1                         | 10<br>5.2  | 2<br>1.0    |
|       | 30歳代       | 310<br>-   | 206<br>66.5                            | 96<br>31.0                      | 119<br>38.4               | 123<br>39.7           | 76<br>24.5  | 63<br>20.3             | 10<br>3.2                        | 20<br>6.5  | 2<br>0.6    |
|       | 40歳代       | 492<br>-   | 326<br>66.3                            | 180<br>36.6                     | 180<br>36.6               | 152<br>30.9           | 144<br>29.3   | 116<br>23.6            | 26<br>5.3                        | 8<br>1.6   | 4<br>0.8    |
|       | 50歳代       | 543<br>-   | 352<br>64.8                            | 199<br>36.6                     | 212<br>39.0               | 153<br>28.2           | 168<br>30.9   | 96<br>17.7             | 33<br>6.1                        | 14<br>2.6  | 10<br>1.8   |
|       | 60歳代       | 586<br>-   | 356<br>60.8                            | 219<br>37.4                     | 201<br>34.3               | 120<br>20.5           | 179<br>30.5   | 85<br>14.5             | 59<br>10.1                       | 31<br>5.3  | 15<br>2.6   |
|       | 70歳以上      | 938<br>-   | 445<br>47.4                            | 307<br>32.7                     | 253<br>27.0               | 129<br>13.8           | 265<br>28.3   | 114<br>12.2            | 114<br>12.2                      | 69<br>7.4  | 118<br>12.6 |
| 居住地別  | 市街地地域      | 1,120<br>- | 666<br>59.5                            | 394<br>35.2                     | 382<br>34.1               | 278<br>24.8           | 338<br>30.2   | 174<br>15.5            | 90<br>8.0                        | 61<br>5.4  | 58<br>5.2   |
|       | 市街地周辺地域    | 712<br>-   | 428<br>60.1                            | 240<br>33.7                     | 231<br>32.4               | 179<br>25.1           | 193<br>27.1   | 111<br>15.6            | 57<br>8.0                        | 31<br>4.4  | 35<br>4.9   |
|       | 犀南地域       | 859<br>-   | 507<br>59.0                            | 298<br>34.7                     | 291<br>33.9               | 192<br>22.4           | 251<br>29.2   | 153<br>17.8            | 70<br>8.1                        | 36<br>4.2  | 34<br>4.0   |
|       | 松代・若穂      | 259<br>-   | 153<br>59.1                            | 86<br>33.2                      | 83<br>32.0                | 73<br>28.2            | 83<br>32.0  | 46<br>17.8             | 21<br>8.1                        | 19<br>7.3  | 19<br>7.3   |
|       | 中山間地域      | 160<br>-   | 99<br>61.9                             | 47<br>29.4                      | 47<br>29.4                | 39<br>24.4            | 48<br>30.0  | 32<br>20.0             | 14<br>8.8                        | 7<br>4.4   | 6<br>3.8    |
| 居住年数別 | 5年未満       | 187<br>-   | 122<br>65.2                            | 52<br>27.8                      | 69<br>36.9                | 62<br>33.2            | 59<br>31.6  | 35<br>18.7             | 8<br>4.3                         | 12<br>6.4  | 2<br>1.1    |
|       | 5年以上10年未満  | 160<br>-   | 110<br>68.8                            | 49<br>30.6                      | 63<br>39.4                | 49<br>30.6            | 43<br>26.9  | 33<br>20.6             | 9<br>5.6                         | 9<br>5.6   | 5<br>3.1    |
|       | 10年以上20年未満 | 339<br>-   | 206<br>60.8                            | 119<br>35.1                     | 118<br>34.8               | 96<br>28.3            | 103<br>30.4   | 61<br>18.0             | 26<br>7.7                        | 10<br>2.9  | 9<br>2.7    |
|       | 20年以上      | 2,442<br>- | 1,426<br>58.4                          | 853<br>34.9                     | 789<br>32.3               | 556<br>22.8           | 712<br>29.2   | 390<br>16.0            | 210<br>8.6                       | 124<br>5.1 | 137<br>5.6  |
| 職業別   | 農・林・漁業     | 137<br>-   | 78<br>56.9                             | 44<br>32.1                      | 42<br>30.7                | 20<br>14.6            | 35<br>25.5  | 16<br>11.7             | 17<br>12.4                       | 8<br>5.8   | 14<br>10.2  |
|       | 工業         | 44<br>-    | 29<br>65.9                             | 12<br>27.3                      | 15<br>34.1                | 15<br>34.1            | 14<br>31.8  | 7<br>15.9              | 2<br>4.5                         | 2<br>4.5   | 0<br>0.0    |
|       | 商業・自由業     | 167<br>-   | 83<br>49.7                             | 53<br>31.7                      | 62<br>37.1                | 44<br>26.3            | 56<br>33.5  | 25<br>15.0             | 12<br>7.2                        | 8<br>4.8   | 5<br>3.0    |
|       | 事務系会社員     | 250<br>-   | 160<br>64.0                            | 100<br>40.0                     | 99<br>39.6                | 69<br>27.6            | 64<br>25.6  | 47<br>18.8             | 13<br>5.2                        | 16<br>6.4  | 3<br>1.2    |
|       | サービス系会社員   | 279<br>-   | 177<br>63.4                            | 84<br>30.1                      | 106<br>38.0               | 101<br>36.2           | 72<br>25.8  | 58<br>20.8             | 29<br>10.4                       | 10<br>3.6  | 5<br>1.8    |
|       | 技術系会社員     | 280<br>-   | 179<br>63.9                            | 88<br>31.4                      | 110<br>39.3               | 88<br>31.4            | 71<br>25.4  | 56<br>20.0             | 20<br>7.1                        | 7<br>2.5   | 1<br>0.4    |
|       | 公務員・教員     | 173<br>-   | 110<br>63.6                            | 60<br>34.7                      | 73<br>42.2                | 54<br>31.2            | 53<br>30.6  | 28<br>16.2             | 9<br>5.2                         | 11<br>6.4  | 3<br>1.7    |
|       | 専業主婦(主夫)   | 440<br>-   | 241<br>54.8                            | 162<br>36.8                     | 140<br>31.8               | 88<br>20.0            | 155<br>35.2   | 57<br>13.0             | 34<br>7.7                        | 17<br>3.9  | 26<br>5.9   |
|       | パート・アルバイト  | 500<br>-   | 331<br>66.2                            | 177<br>35.4                     | 159<br>31.8               | 130<br>26.0           | 152<br>30.4   | 97<br>19.4             | 34<br>6.8                        | 16<br>3.2  | 16<br>3.2   |
|       | 学生         | 77<br>-    | 56<br>72.7                             | 25<br>32.5                      | 22<br>28.6                | 25<br>32.5            | 32<br>41.6  | 16<br>20.8             | 3<br>3.9                         | 1<br>1.3   | 0<br>0.0    |
|       | 無職         | 614<br>-   | 331<br>53.9                            | 213<br>34.7                     | 152<br>24.8               | 97<br>15.8            | 171<br>27.9   | 85<br>13.8             | 62<br>10.1                       | 48<br>7.8  | 67<br>10.9  |
|       | その他        | 144<br>-   | 85<br>59.0                             | 48<br>33.3                      | 51<br>35.4                | 33<br>22.9            | 34<br>23.6  | 24<br>16.7             | 15<br>10.4                       | 11<br>7.6  | 6<br>4.2    |

# 空き家管理事業者への利用状況アンケート 報告書

## 1 調査の目的

空き家管理にお困りの所有者に対し、専門の管理事業者を紹介するため平成 30 年 4 月から「長野市空き家管理事業者登録・紹介制度」を開始し、長野市内の管理事業者に参加いただき、ホームページ等により事業者を紹介している。

令和 2 年度、制度の発足から 2 年を経過することを踏まえ、事業の有効性や制度改善の参考とするため、各事業者様に対し利用状況のアンケート実施した。

## 2 調査対象

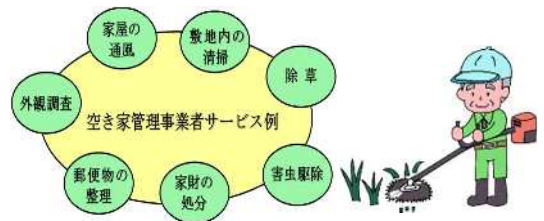
市内 33 事業者（令和 2 年 11 月時点の登録事業者）

## 3 調査期間

令和 2 年 11 月 5 日～11 月 30 日

### ○管理事業者紹介事例

ホームページで事業者一覧を公開するほか、空き家所有者への指導通知の際にリストを同封することで、適正管理するよう啓発をしている。



長野市内に事業所がある空き家管理事業者情報一覧

令和 2 年 9 月 24 日現在の事業者情報

ここに掲載している事業者は、「長野市空き家管理事業者登録・紹介制度」により、市に登録を希望する空き家管理事業者を掲載しています。  
なお、「家財の処分」で登録された事業者は、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可または古物商の許可を受けている事業者で、古物商の許可のみを受けている事業者の場合は、一般廃棄物の収集及び運搬について委託契約を締結している事業者のみを掲載しています。  
作業料金等については、管理事業者へ直接お問い合わせください。

| 事業者名及び所在地   | 連絡先<br>(TEL/FAX/E-mail)   | ホームページ  | 外観調査 | 家屋の通風 | 水道の通水 | 敷地内・家屋の清掃 | 雨漏りの確認 | 庭木のせん定 | 除草<br>(庭等の草取り) | 家財の処分 | 業務区域                                   | その他管理業務内容   |
|---|---|---|------|-------|-------|-----------|--------|--------|----------------|-------|--|---|
| 1 公益社団法人<br>長野シルバー人材センター<br>長野市大字鶴賀西鶴賀町<br>1481-1     | TEL:026-237-8315<br>FAX:026-237-8317<br>E-mail:<br>nagano@naganosc.co.jp  | <a href="http://www.naganosc.jp/">http://www.naganosc.jp/</a>                                     | ○    |       |       | ※○        |        | ○      | ○              |       | 長野市全域                                  | 植木の消毒<br>蜂の巣の駆除<br>ポスト内容物の回収と処分<br>※敷地内の清掃のみ行います。 |
| 2 株式会社モリビ<br>長野市稲葉 1383-1                             | TEL:026-266-6226<br>FAX:026-266-6225<br>E-mail: moribi@moribi.co.jp       | <a href="http://www.moribi.co.jp/">http://www.moribi.co.jp/</a>                                   | ○    | ○     | ○     | ○         | ○      | ○      | ○              |       | 長野市全域                                  | 郵便物の回収とチラシの処分<br>水抜き作業<br>その他相談                   |
| 3 かいてきの木<br>長野市若槻団地 1-492                             | TEL:026-217-3113<br>FAX:026-262-1511<br>E-mail: hatoni@kaitekinoki.com    | <a href="http://kaitekinoki.com/wp/">http://kaitekinoki.com/wp/</a>                               | ○    | ※     | ※     | ※         | ※      | ○      | ○              | ○     | 長野市内(戸隠、<br>鬼無里、大岡、信<br>州新町、中柴は除<br>く) | ※家屋の通風、水道の通水、敷地内・家屋<br>の清掃、雨漏りの確認等については要相談        |
| 4 株式会社東京バザール<br>(空き家対策ジャパン)<br>長野市川中島町御厨<br>195番地 113 | TEL:090-8365-0644<br>FAX:026-477-7432<br>E-mail:<br>raku2.books@gmail.com | <a href="http://空き家対策ジャパン.com/">http://空き家対策ジャパン.com/</a><br>※ リンク先に飛ばない場合は、トップページのアドレスからご利用ください。 | ○    | ○     | ○     | ○         | ○      | ○      | ○              | ○     | 長野市全域                                  | 郵便物管理<br>雪かき・除雪<br>報告書は月 1 回発行します                 |
| 5 有限会社スパート<br>ベンリー川中島店<br>長野市川中島町今井 1806-2            | TEL:026-254-7977<br>FAX:026-254-7988<br>E-mail:<br>kawanakajima@benry.com | <a href="http://kawanakajima.benry.com">http://kawanakajima.benry.com</a>                         | ○    | ○     | ○     | ○         | ○      | ○      | ○              | ○     | 長野市全域                                  | 害虫、害獣(ネズミ)駆除・防除<br>郵便物の整理<br>冬場の除雪作業              |

## アンケート結果（33社中22社回答）

① 現在、貴社において長野市内で空き家管理を請け負っていますか。

はい 12社

いいえ 10社

「はい」とご記入をされた事業者の方は、現在請け負っている件数をご記入ください。

265件（シルバー人材センター 215件、その他 50件）

② 長野市の空き家管理事業者に登録をした後に、管理の依頼は増えましたか。

はい 5件

いいえ 17件

「はい」とご記入された事業者の方は、増えた件数をご記入ください。

16件（シルバー人材センター以外の事業者）

③ ②の設問で、1. はいとご記入された事業者の方にお聞きします。

その際長野市の空き家管理のHPを見て依頼を受けた件数を把握している場合は、その件数をご記入ください。

5件

④ 長野市の空き家管理事業者に登録をする以前から管理業務を行っていた件数は何件ありますか。

313件（シルバー人材センター 276件、その他 37件）

⑤ 市への要望等

アンケート結果詳細のとおり